

事業を始められた方へ（社会保険・労働保険）加入等のご案内

1. 新規手続料金例とパック料金（手続顧問契約）

【消費税別】

内 容		対応手続	各代行 料金	労務パック 料 金
事業所 加入 手続	社会保険（健康保険・厚生年金保 険）新規手続	・健康保険・厚生年金保険新規適用届	合計 3 万円	5名以下 月 1 万円 10名以下 月 1 万 5 千円
	労働保険（労災保険）新規手続	・保険関係成立届 ・概算保険料申告書	合計 3 万円	
	雇用保険 新規手続	・雇用保険適用事業所設置届		
雇 入 れ	社会保険 加入手続	・社会保険被保険者資格取得届	1,000 円×従業 員数	20名以下 月 2 万円
	雇用保険加入手続	・雇用保険被保険者資格取得届	1,000 円×従業 員数	
そ の 他	雇用契約	・労働契約書（雇用契約書）作成 （各事業所に応じたひな形作成）	3 万円	30名以下 800円×従業員 数
	残業・休日労働ある場合	・36 協定届（時間外労働・休日労働があ る場合）	3 万円	
	就業規則を届ける場合※ 1	・就業規則作成届出書 ・就業規則意見書	3 万円	
加 入 後 の 手 続 き 等	社会保険の喪失	・被保険者資格喪失届	1 人 3 万円	
	雇用保険の喪失	・被保険者資格喪失届 ・離職証明書	1 人 3 万円	
	労働保険年度更新（労働保険料 の計算及び申告書の作成）※ 2	・労働保険概算確定保険料申告書	5 万円+500 円 ×従業員数	
	労災発生時の書類作成及び届出	・療養補償給付請求書 ・休業補償給付請求書 ・労働者死傷病災害	1 回につき 3 万 円	
	社会保険料算定のための年 1 回 の手続	・社会保険 算定基礎届	3 万円+500 円 ×従業員数	
	給与を変更した場合の社会保険 料変更の手続	・社会保険 月額変更届	1 万円+500 円 ×従業員数	
	賞与を支払ったときの社会保険 の手続	・賞与支払届	2 万円+500 円 ×従業員数	

※ 1 就業規則の作成料金は別途必要になります。

※ 2 建設業等の有期事業の場合は、別料金になります。

◆料金例になりますので、内容をお伺いしてお見積りさせていただきます。

ご不明な点等ございましたら、ご連絡お待ちしております。（0120-173-104）

◆その他 労務相談や給与計算業務の料金は、下記をご参照ください

[料金 | 大阪イースリーパートナーズ社労士事務所 \(jinji-roumu.jp/fee.htm\)](http://jinji-roumu.jp/fee.htm)

2. パック料金（手続顧問契約）の範囲外と考えられる例

- ・労務相談業務（1の手続に付随するご質問は除きます）

例：労働時間や解雇、休職、守秘義務等に関するご相談

別途 手続顧問契約＋労務相談顧問契約でお得な料金パックもご相談させていただきます。

【料金例】5名以下 1万5千円 10名以下 2万円

- ・給与計算業務や賞与計算業務、年末調整業務

別途 手続顧問契約＋月次の給与計算業務でお得なパックもご相談させていただきます。

【料金例】5名以下1万5千円 10名以下2万円

- ・従業員1人1人に対する雇用契約書の作成（会社にあったモデル（ひな形）は作成させていただきます）
- ・労働基準監督署や年金事務所から調査を受ける場合の対応
- ・就業規則その他規程類の作成・変更
- ・労災保険給付のうち、障害保障給及び遺族補償給付
- ・助成金申請
- ・人事制度（賃金制度や評価制度等）及び人事マネジメントに関する事項
- ・従業員様へのご説明や、各種研修業務
- ・その他、労働・社会保険諸法令に関する業務全般
（協議させていただきます）

◆料金例になりますので、内容をお伺いしてお見積りさせていただきます。

ご不明な点等ございましたら、ご連絡お待ちしております。（0120-173-104）

◆その他 労務相談や給与計算業務の料金は、下記をご参照ください

[料金 | 大阪イースリーパートナーズ社労士事務所 \(jinji-roumu.jp/fee.htm\)](http://jinji-roumu.jp/fee.htm)